

棚倉町高齢者補聴器

申請希望の方は事前にご相談ください

購入費補助金事業のお知らせ



聴力の低下により日常生活を営むのに支障がある高齢者のコミュニケーションの手段を確保するとともに認知症の予防や閉じこもりの防止を図る為、補聴器の購入費用を一部助成いたします。

※町から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外となります

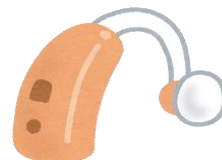
対象となる方



町内に居住し、住所を有する 65 歳以上の方で、以下のすべての要件を満たす方

- ・ 補助金を受ける年度において住民税非課税であること
- ・ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ・ 耳鼻咽喉科専門医から補聴器の必要性について、医師の意見書を提出できること
- ・ 町税等の滞納が無いこと

助成金額



補聴器購入にかかった費用の 2 分の 1（上限 30,000 円）を助成します。

注意事項

- 助成を受けられるのは、1 人 1 回限りです。（30,000 円未満でも 1 回のみ）
- 申請前や決定前に購入したものは対象となりませんのでご注意ください。
- 集音器は対象となりません。
- 助成の対象は補聴器取り扱い店舗から購入したものに限りです
- 医療機関の診察料、文書料、補聴器の修理代は対象になりません。

問い合わせ：棚倉町健康福祉課高齢者係（棚倉町保健福祉センター内）

0247-33-7801

裏面をご確認ください。

申請から助成までの流れ



①保健福祉センターに相談

住民税等の状況を確認し、対象の方に申請書類をお渡しします。

②耳鼻咽喉科を受診し、医師の「補聴器に関する証明書」を作成してもらう

受診料金、検査料、診断結果意見書作成については、自己負担となります。

③棚倉町保健福祉センターに申請書を提出

【請求に必要なもの】

- ☐ 棚倉町高齢者補聴器購入補助金交付申請書（第1号様式）
- ☐ 補聴器に関する証明書（第2号様式）
- ☐ 購入予定の店舗からの見積書（購入品目、型番、金額がわかるもの）
- ☐ 検査結果などの書類



④町で内容の審査を行い「決定通知書」が送付される

⑤決定通知書を確認し補聴器を購入する

- ・ 決定前に補聴器を購入した場合は助成の対象外となってしまうためご注意ください



⑥棚倉町保健福祉センターに請求書を提出

【申請に必要なもの】

- ☐ 棚倉町高齢者補聴器購入補助金交付請求書（第5号様式）
- ☐ 購入した補聴器の領収書の写し※領収書の宛名は申請者本人になります。
- ☐ 振込先金融機関の通帳の表紙のコピー

※振込先は申請者本人名義の口座になります

⑦内容を確認し町から指定の口座に振り込まれる

